

## ACSV MONTHLY LETTER

## ● 報酬・料金等に係る源泉所得税について

源泉徴収義務者が個人に対して報酬・料金等の支払いをする場合に、源泉徴収しなければならない対象範囲は法令によって決められています。これらは限定的に決められており、これら以外の業務委託や外注などは源泉徴収する必要はありません。ただし、役務内容から雇用契約とみなされる場合は、給与として源泉徴収の対象となります（平成22年7月号参照、HPに掲載しています）。

イ	原稿料や講演料など
ロ	弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金
ハ	社会保険診療報酬支払基金が支払う支払報酬
ニ	スポーツ選手、モデルや外交員などに支払う報酬・料金
ホ	芸能人や芸能プロダクションを営む個人に支払う報酬・料金
ヘ	ホステスなどに支払う報酬・料金
ト	プロ野球選手の契約金など、役務の提供を約することにより一時に支払う契約金
チ	広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬の賞金

## イ 原稿料や講演料など

原稿料、挿絵料、写真報酬、作曲料、デザイン料、放送謝金、著作権使用料、講演料、技芸・スポーツ等の教授・指導料、翻訳料、通訳料、校正料などが含まれます。

## ロ 弁護士、公認会計士、司法書士等の特定の資格を持つ人などに支払う報酬・料金

社会保険労務士、測量士、建築士、不動産鑑定士、土地家屋調査士なども含まれますが、行政書士は対象外となっています。

## チ 広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬の賞金

馬主に支払う競馬の賞金のみ、法人であっても源泉徴収の対象となります。

広告宣伝のための賞金は、1回に支払われる金額が50万円を超える部分のみ、源泉徴収の対象となります。

## 【夏季休業のお知らせ】

8月13日（月）～15日（水）は夏季休業させていただきます。また、お盆明けは8月16日（木）から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

## ■ 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付（第1期） 個人住民税納付（第2期）	
9月	—	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。